

○我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱

平成20年 5 月19日

告示第99号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 耐震診断に要する費用の助成（第3条―第12条の2）

第3章 マンション耐震診断士の登録等（第13条―第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、マンションの耐震化に不可欠な耐震診断について一層の促進を図るため、当該耐震診断に要する費用について、予算の範囲内で交付する我孫子市マンション耐震診断助成金（以下「助成金」という。）に関し、我孫子市補助金等交付規則（平成元年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）耐震診断 地震に対するマンションの安全性を評価することをいう。

（2）マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工されたものであること。

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であつて、延べ面積が1,000m²以上であり、かつ、地上階数が3以上であること。

ウ 区分所有者が現に居住する住宅の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であること。

エ 住宅の戸数が原則として6以上であること。

オ 当該マンションの耐震診断に必要な構造関係図書があること。

(3) 予備診断 マンション耐震診断士等（第4条第2号の規定により耐震診断を行う一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。以下同じ。）及び第17条第1項の規定により我孫子市マンション耐震診断士登録証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、次に掲げる行為を行い、及び次号に規定する本診断に要する費用を見積もることをいう。

ア 建物の概要、構造形式・形状及び敷地の調査

イ 関係図書の有無の確認

ウ 建物の修繕履歴、被災履歴等の調査

エ 建物の外観調査

オ 本診断に係る指針等の適用の可否の検討

カ 本診断の必要性の検討

キ 本診断の実施方法の検討

(4) 本診断 マンション耐震診断士等が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。第20条第2項において「国交省告示」という。）別添第1第2号に定める事項に基づき行う耐震診断をいう。

第2章 耐震診断に要する費用の助成

（対象者）

第3条 この要綱に基づき助成金の交付を受けることができる者は、本市に存するマンションの管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。以下同じ。）とする。

2 助成金の交付を受けようとする管理組合は、マンションの耐震診断の実施に関し当該管理組合の集会（建物の区分所有等に関する法律第3条の規定により開く集会をいう。以下同じ。）の決議を経なければならない。

（助成の対象となる耐震診断）

第4条 助成金は、次の各号のいずれかに該当する耐震診断について交付する。

(1) 第17条第1項に規定する我孫子市マンション耐震診断士登録証の交

付を受けた者が行うマンションの耐震診断

- (2) 都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習（木造の建築物に係るものを除く。以下同じ。）又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了した一級建築士が次のいずれかに該当するマンションについて行う耐震診断

ア 自らが設計し、又は工事監理を行ったマンション

イ 自らが所属（現に所属している場合に限る。）する建築士事務所（建築士法第23条の規定より都道府県知事の登録を受けた建築士事務所をいう。）が設計し、又は工事監理を行ったマンション

（助成金の種目、対象経費、額等）

第5条 助成金の種目、対象経費及び額は、次の表に掲げるとおりとする。

種目	対象経費	助成金の額
予備診断	予備診断に要する費用のうちマンション耐震診断士等に支払うべき額	対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）。ただし、1棟につき54,000円を限度とする。
本診断	本診断に要する費用のうちマンション耐震診断士等に支払うべき額	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1戸につき20,000円、1棟につき1,000,000円を限度とする。

- 2 本診断に係る助成金は、予備診断の結果、本診断が必要であるとされた場合に限り交付するものとする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が所有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

- (1) 建築確認通知書（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下この

号において「旧建築基準法」という。) 第6条第3項の規定による通知をいう。) 又は検査済証(旧建築基準法第7条第3項に規定する検査済証をいう。)の写し

- (2) 区分所有部分ごとの用途及び面積並びに区分所有者の住所、氏名及び居住の有無の一覧表
 - (3) マンション耐震診断士等が作成した予備診断結果報告書の写し(本診断の場合に限る。)
 - (4) 配置図、平面図、立面図等建築物の概要が分かる図面の写し
 - (5) 用途、規模及び構造等が確認できるもの
 - (6) 構造関係図書の目次の写し
 - (7) 管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る集会の決議書
 - (8) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表であることを証する書類
 - (9) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
 - (10) 第4条第2号の規定による耐震診断の場合にあっては、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類
 - (11) その他市長が必要があると認める書類
- (令5告示283・一部改正)

(決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、我孫子市マンション耐震診断助成金交付決定通知書(様式第2号)又は我孫子市マンション耐震診断助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(耐震診断の実施時期)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、当該決定を受けた日から予備診断にあっては30日、本診断にあっては90日を経過する日までに、当該助成金の交付対象となるマンションの耐震診断を受けなければならない。

(変更等の届出)

第9条 助成事業者は、助成金の交付の決定を受けた耐震診断について、申請内容に変更が生じたとき、又は耐震診断を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ我孫子市マンション耐震診断助成事業（変更・中止・廃止）届出書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、耐震診断が完了したときは、我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1）耐震診断の結果報告書
- （2）耐震診断の実施に関する契約書の写し
- （3）耐震診断に係る費用の領収書の写し

2 前項に規定する報告書は、耐震診断が完了した日から30日以内又は第7条の規定による助成金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、助成金の額を確定し、我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書（様式第6号）により、当該助成事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 助成事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書（様式第7号）により、市長に助成金を請求するものとする。

（助成金の代理受領）

第12条の2 助成事業者は、助成金の請求及び受領を当該助成金に係る耐震診断を行ったマンション耐震診断士等に委任することができる。

2 前項の規定による委任を行った場合における第10条第1項の規定の適用については、同項第3号中「領収書の写し」とあるのは、「マンション耐震診断士等に請求及び受領を委任した助成金の額が記載された委任状の写し並びに前号の契約書に記載された契約の額から当該請求及び受領を委任

した額を減じて得た額に係る領収書の写し」とする。

- 3 第1項の規定により委任を受けたマンション耐震診断士等が前条の規定による請求をするときは、我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書に、前項の委任状を添付しなければならない。

第3章 マンション耐震診断士の登録等

(登録)

第13条 この要綱に基づく助成金の交付の対象となるマンションの耐震診断を行おうとする者は、あらかじめ市長によるマンション耐震診断士の登録（第15条第2号を除き、以下単に「登録」という。）を受けなければならない。

(登録を受けることができる者)

第14条 登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 建築士事務所に現に勤務する一級建築士であること。
- (2) 一般社団法人日本建築構造技術者協会から建築構造士としての認定を受けていること、構造設計一級建築士（建築士法第10条の3第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）であること又は過去5年以内に耐震診断を行った実績があること。
- (3) 都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了していること。
- (4) 登録を受けることについて、現に勤務する建築士事務所の同意を得ていること。

(登録の申請)

第15条 登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、我孫子市マンション耐震診断士登録申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 一級建築士免許証の写し
- (2) 建築士法第23条の3第1項に規定する建築士事務所の登録に係る通知書の写し

- (3) 登録について現に勤務する建築士事務所の同意書
 - (4) 前条第2号に規定する建築構造士としての認定を受けていることを証する書類の写し、構造設計一級建築士証の写し又は過去5年以内に行った耐震診断の実績を記載した書類
 - (5) 前条第3号に規定する講習を修了したことを証する書類の写し
 - (6) 登録申請者の写真2枚
 - (7) その他市長が必要があると認める書類
- (登録の実施及び名簿の閲覧)

第16条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、我孫子市マンション耐震診断士名簿（様式第9号。以下「名簿」という。）に必要事項を記載することにより登録を行うものとする。

- 2 市長は、一般の名簿を閲覧に供するものとする。
- (登録証の交付等)

第17条 市長は、前条第1項の規定により登録をしたときは、我孫子市マンション耐震診断士登録証（様式第10号。以下「登録証」という。）を当該登録申請者に交付するものとする。

- 2 登録の有効期間は、当該登録証の交付を受けた日の属する年度の4月1日から起算して5年間とする。
- 3 登録の更新を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）は、当該有効期間が満了する日前3月以内に、我孫子市マンション耐震診断士登録更新申請書（様式第11号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- 4 登録の更新は、現に受けている登録証と引換えに新たな登録証を交付して行うものとする。

(登録事項の変更等の届出等)

第18条 登録証の交付を受けた者は、登録を受けた事項に変更が生じたとき又は登録証を紛失したときは、速やかに、我孫子市マンション耐震診断士登録事項変更等届出書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 登録事項の変更内容が確認できる書類
- (2) 登録証（氏名の変更の場合に限る。）
- (3) 当該届出をする者の写真1枚（氏名の変更又は登録証紛失の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による届出が変更に係るものである場合は、当該変更事項について名簿を訂正するとともに、変更事項が氏名の場合は、新たな登録証を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出が紛失に係るものである場合は、登録証を再交付するものとする。

（登録の抹消）

第19条 市長は、マンション耐震診断士が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該マンション耐震診断士について登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の抹消の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 第14条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) 登録証の有効期間が満了したとき。
- (5) 次条各項の規定に違反する行為その他マンション耐震診断士の業務に関し著しく不当な行為をしたと認められるとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により登録証の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、我孫子市マンション耐震診断士登録抹消通知書（様式第13号）を当該登録の抹消をした者（同項第2号に該当することにより登録の抹消をした場合は、その親族その他のその者の関係人）に通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を抹消された者（同項第2号に該当することにより登録を抹消された者にあつては、その親族その他のその者の関係人）は、速やかに登録証を市長に返還しなければならない。

（マンション耐震診断士の業務等）

第20条 マンション耐震診断士は、マンション耐震診断の依頼を受けたとき

は、建築士法その他関係法令に基づきその業務を誠実に行わなければならない。

2 マンション耐震診断士は、マンションの耐震診断を行ったときは、次に掲げる書類を作成し、当該マンションの耐震診断を依頼された管理組合に提出するとともに、その内容を説明しなければならない。

(1) 予備診断

ア 第2条第3号に規定する事項に係る予備診断結果報告書

イ 本診断に要する費用に係る見積書

(2) 本診断

ア 国交省告示別添第1第2号に定める事項に係る本診断結果報告書

イ 本診断結果報告書の内容を要約した概要版

3 マンション耐震診断士は、管理組合から耐震診断の結果について、説明する集会への出席を求められたときは、この求めに応じなければならない。

4 マンション耐震診断士は、マンションの耐震診断を行うに当たっては、当該耐震診断を受ける者に対し不当に耐震改修の勧誘をしてはならない。

5 マンション耐震診断士は、マンションの耐震診断について必要な知識の修得及び技能の維持向上に努めなければならない。

6 マンション耐震診断士は、マンションの耐震診断を行うときは、登録証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第4章 雑則

(意識の啓発のための措置)

第21条 市長は、広報活動を通じて、マンションの耐震診断及び耐震改修の促進並びに地震に対するマンションの安全性に関する市民の意識の啓発に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 マンション耐震診断士の登録申請の受付、登録証の発行その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前において行うことができる。

附 則 (平成28年5月18日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年4月27日告示第111号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第16条第1項の規定により登録をされている者の当該登録の有効期間は、改正前の第17条第2項の規定による登録の有効期間が満了する日の属する年度の末日までとする。
- 3 この告示の施行の際、改正前の我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱の規定に基づき作成された様式の使用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

附 則 (令和5年12月21日告示第283号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式の使用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(1)から(68)まで 略

(69) 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱

附 則 (令和7年8月27日告示第240号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の我孫子市マンション耐震

診断助成事業実施要綱の規定に基づき作成された様式の手紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

(表)

様式第1号(第6条関係)

我孫子市マンション耐震診断助成金交付申請書

年 月 日

我孫子市長 へ

申請者

(管理組合) 住 所

名 称

(代 表 者) 住 所

氏 名

電 話

我孫子市マンション耐震診断助成金(□予備診断 □本診断)の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 交付申請額の算出の基礎

□予備診断

助成対象額(A):耐震診断に要する費用のうちマンション耐震診断士又は建築士に支払う予定額

(A) 円 $\times 2/3 =$ (B) 円

(千円単位未満切捨て)

限 度 額(C): 54,000円

交付申請額(D): (B)と(C)のうち小さい方の額

(D) 円

□本診断

助成対象額(A):耐震診断に要する費用のうちマンション耐震診断士又は建築士に支払う予定額

(A) 円 $\times 2/3 =$ (B) 円

(千円単位未満切捨て)

限度額(C): (C) 円 $= 20,000円 \times$ (戸数) 戸

限度額(D): 1,000,000円

交付申請額(E): (B)、(C)及び(D)のうちで最も小さい方の額

(E) 円

3 耐震診断の着手予定年月日 年 月 日

完成予定年月日 年 月 日

(裏)

4 建物概要

建物概要	建物所在地	我孫子市					
	用途、規模及び構造	地上 階	地下 階	塔屋 階			
		延べ面積	m ²	全住居数	戸		
				(空き戸数	戸)		
		☐ 住宅専用	☐ 複合用途 (店舗・事務所等)				
		A: 住宅床面積	m ²				
		B: 非住宅部分床面積	m ²				
	住宅比率	$A \geq (A+B) \times 1/2 =$		m ²			
	☐ 鉄筋コンクリート造						
	☐ 鉄骨造						
	☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造						
	建築年月日	昭和	年	月	日		
	建築確認年月日	昭和	年	月	日	第	号
	増築の有無	有			・	無	
	検査済証の有無	有			・	無	
	設計図書の有無	有			・	無	
マンション耐震診断士		登録番号		氏名			
耐震診断予定額		(棟		戸)		円	
備考							

注 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱第4条第2号に規定する耐震診断の場合にあつては、備考欄に建築士登録関係事項(建築士事務所登録番号、建築士事務所名、建築士登録番号及び建築士氏名)を記入してください。

5 添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 建築確認通知書の写し又は検査済証の写し
- (2) 区分所有部分ごとの用途及び面積並びに区分所有者の住所、氏名及び居住の有無の一覧表
- (3) マンション耐震診断士等が作成した予備診断結果報告書の写し(本診断の場合に限る。)
- (4) 配置図、平面図、立面図等建築物の概要が分かる図面
- (5) 用途、規模及び構造等が確認できるもの
- (6) 構造関係図書の目次の写し
- (7) 管理組合の規約及び耐震診断を実施に係る集会の決議書
- (8) 管理組合の役員名簿等、申請者が管理組合の代表であることを証する書類
- (9) 耐震診断に要する費用に係る見積書又はその写し
- (10) 第4条第2号の規定による耐震診断の場合にあつては、同号に規定する要件を満たしていることを証する書類
- (11) その他市長が必要があると認める書類

同意書

当管理組合は、我孫子市マンション耐震診断助成金の交付決定に必要な建築確認通知書又は検査済証の内容について、市が保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。

我孫子市長 あて

管理組合 代表者

様式第2号(第7条関係)

我孫子市マンション耐震診断助成金交付決定通知書

我孫子市指令()第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長



令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市マンション耐震診断の助成金については、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 事業の内容

☐ 予備診断 ☐ 本診断

2 助成金の交付決定額

円

3 注意事項

- (1) この通知を受けた日から予備診断にあつては30日以内、本診断にあつては90日以内にマンション耐震診断を完了してください。
- (2) 耐震診断が完了した日から30日以内又は助成金の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を提出してください。

ア 我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書

イ 耐震診断の結果報告書

ウ 耐震診断の実施に関する契約書の写し

エ 耐震診断に係る領収書の写し(助成金の請求及び受領をマンション耐震診断士等に委任する場合は、請求及び受領を委任した助成金の額が記載された委任状の写し並びに契約の額から当該請求及び受領を委任した額を減じて得た額に係る領収書の写し)

- (3) 次のいずれかに該当するときは、あらかじめ我孫子市マンション耐震診断助成事業(変更・中止・廃止)届出書を提出し、指示を受けてください。

様式第3号(第7条関係)

我孫子市マンション耐震診断助成金不交付決定通知書
(☐予備診断 ☐本診断)

我孫子市指令 () 第 号
令和 年 月 日

様

我孫子市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった我孫子市マンション耐震診断助成金については、次の理由により交付しないことに決定したので通知します。

(理由)

様式第4号(第9条関係)

我孫子市マンション耐震診断助成事業
(変更・中止・廃止)届出書

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

申請者
(管理組合) 住 所
名 称
(代 表 者) 住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け我孫子市指令()第 号で決定のありましたマンション耐震診断助成事業(□予備診断 □本診断)について、次のとおり(変更・中止・廃止)したいので、届け出ます。

助成対象建築物	所在地	
	名 称	
耐震診断の内容	変更前	
	変更後	
完成予定年月日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更又は中止若しくは廃止の理由		
中 止 又 は 廃 止 年 月 日		年 月 日

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 我孫子市マンション耐震診断助成金交付決定通知書の写し
- 2 その他変更事項に係る書類

様式第 5 号（第10条関係）

我孫子市マンション耐震診断助成事業実績報告書

年 月 日

我孫子市長 あて

報告者

（管理組合）住 所
名 称

（代 表 者）住 所
氏 名
電 話

年 月 日付け我孫子市指令（ ）第 号で決定のあった我孫子市
マンション耐震診断助成事業については、事業が完了したので、次のとおり報告します。

マンション耐震診断 (□予備診断 □本診断)	着工年月日 完了年月日	年 年	月 月	日 日
助成金交付決定額				
助成対象経費				
マンション耐震診断士	登録番号	氏名		
添付書類	1 耐震診断の結果報告書 2 耐震診断の実施に関する契約書の写し 3 耐震診断に係る領収書の写し 注1			
備考				

注

- 1 助成金の請求及び受領をマンション耐震診断士等に委任する場合は、請求及び受領を委任した助成金の額が記載された委任状の写し並びに契約の額から当該請求及び受領を委任した額を減じて得た額に係る領収書の写し
- 2 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱第4条第2号に規定する耐震診断の場合にあっては、備考欄に建築士登録関係事項（建築士事務所登録番号、建築士事務所名、建築士登録番号及び建築士氏名）を記入してください。また、この場合、次に掲げる書類を併せて添付してください。
 - (1) 一級建築士免許証の写し
 - (2) 建築事務所登録通知書の写し
 - (3) 都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習（木造の建築物に係るものを除く。）又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了したことを証する書類

様式第 6 号(第 1 1 条関係)

我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書
(☐ 予備診断 ☐ 本診断)

令和 第 号
 年 月 日

様

我孫子市長 

我孫子市マンション耐震診断助成事業の助成金の額が確定したので、次のとおり通知します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	我孫子市指令 () 第 号
助成金の交付決定額		円	
助成金の経費精算額		円	
助 成 率			
助 成 金 の 確 定 額		円	
備 考			

様式第7号(第12条・第12条の2関係)

我孫子市マンション耐震診断助成金交付請求書
(☐ 予備診断 ☐ 本診断)

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

請求者※

(管理組合) 住 所
名 称
(代 表 者) 住 所
氏 名
電 話

※ 委任を受けたマンション耐震耐震診断士等が請求するときは、勤務先の所在地、氏名及び電話番号を記入

我孫子市マンション耐震診断助成金を次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	我孫子市指令()第 号
助成金の確定額		円	
請 求 額		円	

添付書類

- 1 我孫子市マンション耐震診断助成金確定通知書の写し
- 2 委任状（助成金の請求及び受領をマンション耐震診断士等に委任する場合に限る。）

口座振込先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	口座名義人	(ふりがな)		

様式第 8 号(第 1 5 条関係)

(表)

我孫子市マンション耐震診断士登録申請書

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

マンション耐震診断士の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

氏 名	(生年月日 年 月 日)		
住 所	〒		
建築士登録番号	一級建築士登録 第 号		
事 務 所 名			
代 表 者 名			
所 在 地	〒		
事務所登録番号	()知事登録 第 号		
電 話 番 号		FAX番号	
所 属 団 体 名	(一社)千葉県建築士会 (公社)千葉県建築士事務所協会 (一社)日本建築構造技術者協会 (公社)日本建築家協会千葉地域会 (一社)日本建築学会 その他 ()		

備考

- 1 添付書類 次に掲げる書類を添付してください
 - (1) 一級建築士免許証の写し
 - (2) 建築事務所登録通知書の写し
 - (3) 都道府県知事若しくは一般財団法人日本建築防災協会が実施する耐震診断に関する講習(木造の建築物に係るものを除く。)又はこれらと同等の耐震診断に関する講習を修了したことを証する書類
 - (4) 建築構造士の認定の写し、構造設計一級建築士証の写し又は過去5年以内に行った耐震診断の実績を記載した書類
 - (5) 登録申請者の写真2枚(縦4.5cm×横3.5cm、無帽、無背景、正面上3分身、申請日より6か月以内に撮影したもの)。なお、写真の裏には必ず氏名を記入してください。
 - (6) その他市長が必要があると認めた書類
- 2 裏面に規定する事項について同意してください。

(裏)
同意書

私(登録申請者)は、我孫子市のマンション耐震診断士として登録され、我孫子市マンション耐震診断士名簿(以下「名簿」という。)に記載されるに当たり、次の事項について同意します。

- 1 市が名簿を我孫子市のホームページに掲載すること及び担当窓口において市民の閲覧に供すること。
- 2 耐震診断を依頼する市民には、誠意をもって対応し、実施した耐震診断の内容に関する問合せについては、診断を行った者が責任をもって対処すること。
- 3 市民に対して不当に耐震診断の勧誘をしないこと。
- 4 我孫子市マンション耐震診断助成事業実施要綱の内容を理解し、耐震診断に必要な知識の修得及び技能の維持向上に努めること。

登録申請者氏名 _____

上記の登録申請者が所属する建築士事務所は、当該登録申請者が名簿に登録されることについて同意します。

所属する建築士事務所 _____ 印

様式第 9 号（第 16 条関係）

我孫子市マンション耐震診断士名簿

番号	氏 名	建築士種別 登録番号	勤務先住所		耐震診断士 (登録年月日) (登録番号) (更新年月日) (有効期限)	所属団体名		
			勤務先名称					
			電話番号					
			FAX番号					
		種別 登録番号	勤務先住所		登録年月日：			
			勤務先名称		登録番号：			
			電話番号		更新年月日：			
			FAX番号		有効期限：			
		種別 登録番号	勤務先住所		登録年月日：			
			勤務先名称		登録番号：			
			電話番号		更新年月日：			
			FAX番号		有効期限：			
		種別 登録番号	勤務先住所		登録年月日：			
			勤務先名称		登録番号：			
			電話番号		更新年月日：			
			FAX番号		有効期限：			
		種別 登録番号	勤務先住所		登録年月日：			
			勤務先名称		登録番号：			
			電話番号		更新年月日：			
			FAX番号		有効期限：			
		種別 登録番号	勤務先住所		登録年月日：			
			勤務先名称		登録番号：			
			電話番号		更新年月日：			
			FAX番号		有効期限：			

様式第 1 0 号(第 1 7 条関係)

我孫子市マンション耐震診断士登録証	
写真	氏 名
	生年月日
	登録番号
上記の者は、我孫子市のマンション耐震診断士であることを証します。	
令和 年 月 日	
我孫子市長	印
有効期限	令和 年 月 日まで

我孫子市マンション耐震診断士登録更新申請書

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

マンション耐震診断士の登録を更新したいので、次のとおり申請します。

マンション耐震診断士登録年月日・番号	年 月 日 第 号		
氏 名	(生年月日 年 月 日)		
住 所	〒		
建築士登録番号	一級建築士登録 第 号		
事 務 所 名			
代 表 者 名			
所 在 地	〒		
事務所登録番号	()知事登録 第 号		
電 話 番 号		FAX番号	
所 属 団 体 名	(一社) 千葉県建築士会 (公社) 千葉県建築士事務所協会 (一社) 日本建築構造技術者協会 (公社) 日本建築家協会千葉地域会 (一社) 日本建築学会 その他 ()		

備考 添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 既交付の我孫子市マンション耐震診断士登録証
- 2 更新申請者の写真 2 枚(縦4.5cm×横3.5cm、無帽、無背景、正面上 3 分身、申請日から 6 か月以内に撮影したもの)。なお、写真の裏には必ず氏名を記入してください。
- 3 その他市長が特に必要があると認めた書類

様式第 12 号(第 18 条関係)

我孫子市マンション耐震診断士登録事項変更等届出書

年 月 日

我 孫 子 市 長 あて

届出者
氏 名

マンション耐震診断士の登録事項に
す。

変更が生じた
登録証を紛失した

ので、次のとおり届け出ます。

マンション耐震診断士登録年月日 及び番号		年 月 日 第 号
変更事項 (氏名・住所・建築士 事務所名等)	変更前	
	変更後	
備考		

添付書類 次に掲げる書類を添付してください。

- 1 登録事項の変更内容が確認できる書類
- 2 氏名の変更の場合は、既交付の我孫子市マンション耐震診断士登録証
- 3 氏名の変更又は登録証紛失の場合は、届出者の写真1枚（縦4.5cm×横3.5cm、無帽、無背景、正面上3分身、申請から6か月以内に撮影したもの）。なお、写真の裏には必ず氏名を記入してください。
- 4 その他市長が必要があると認める書類

様式第 13 号(第 19 条関係)

我孫子市マンション耐震診断士登録抹消通知書

令和 第 年 月 日 号

様

我孫子市長



マンション耐震診断士の登録を抹消したので、次のとおり通知します。

(理由)

注 この通知を受けたときは、我孫子市マンション耐震診断士登録証を直ちに返還してください。